

記入例

1枚目に収まらない場合は、コピーして2枚目を作成してください。

別紙

対象施設内訳 (1枚目)

	① 宿泊施設の名称	③ 宿泊定員	④ 宿泊定員×1,600	⑤ 営業許可の種別
	② 所在地	(人)	(円)	
1	北谷ホテル	20	32,000	旅館等・民泊
	北谷町字桑江 226 番地			
2	民宿ちやたん	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2			
3	民宿ちやたん 2	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 3			
4				旅館等・民泊
5	沖縄県から許可を得た、または沖縄県に届け出た際の「①宿泊施設の名称②所在地③宿泊定員④宿泊定員に 1,600 円を乗じた額⑤営業許可の種別」を記入する。			旅館等・民泊
	北谷町			
6	支援給付金の額には、 下限額 (注意事項 2) がありますので、次のページも参考にご覧ください。			旅館等・民泊
7	北谷町			旅館等・民泊
8	北谷町			旅館等・民泊
	合計	28	44,800	
	支援給付金の額 (千円未満切り捨て)		44,000	

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1 宿泊施設につき宿泊定員を 4 人とする。
- 2 旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600 (円)」の合計額が 3 万円に満たない者は、支援給付金の額を 3 万円とし、住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をした者で、当該合計額が 2 万円に満たない者については、支援給付金の額を 2 万円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項の届出をした施設をいう。
- 4 支援給付金の額は、1,000 円未満を切り捨てた額を記入する。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地
 商号又は名称 北谷町株式会社
 代表者氏名 北谷 太郎 印

押印

支援給付金の額が下限額となる場合

別紙

対象施設内訳（1枚目）

	① 宿泊施設の名称 ② 所在地	③ 宿泊定員 (人)	④ 宿泊定員×1,600 (円)	⑤ 営業許可の 種別
1	民宿ちやたん 北谷町字美浜 16 番地 2	4	6,400	旅館等・民泊
2	民宿ちやたん 2 北谷町字美浜 16 番地 3	4	6,400	旅館等・民泊
3	北谷町			旅館等・民泊
8	北谷町			旅館等・民泊
合計		8	12,800	
支援給付金の額（千円未満切り捨て）			20,000	

支援給付金の下限額（注意事項 2）は、
 旅館業法の許可を受けた施設（旅館・ホテル等）を営む方の場合、3万円
 住宅宿泊事業法の届出を行った施設（民泊）を営む方の場合、2万円
 となります。
 宿泊定員に 1,600 円を乗じた額の合計が下限額以下の場合は、該当する下限額をご記入
 ください。
 ※旅館・ホテル等及び民泊のどちらも営んでいる方の下限額は、3万円となります。

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1 宿
泊施設につき宿泊定員を 4 人とする。
- 2 旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600 (円)」の合計額が 3 万円に満た
ない者は、支援給付金の額を 3 万円とし、住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をした者で、当該
合計額が 2 万円に満たない者については、支援給付金の額を 2 万円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた施設をいう。
また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をした施設を
いう。
- 4 支援給付金の額は、1,000 円未満を切り捨てた額を記入する。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地
 商号又は名称 北谷町株式会社
 代表者氏名 北谷 太郎 印

押印

対象となる宿泊施設を9つ以上持ち、別紙を複数枚使用する場合

別紙

対象施設内訳（1枚目）

	宿泊施設の名称	宿泊定員 (人)	宿泊定員×1,600 (円)	営業許可の 種別
	所在地			
1	北谷ホテル	20	32,000	旅館等・民泊
	北谷町字桑江 226 番地			
2	民宿ちやたん 1	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 101			
3	民宿ちやたん 2	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 102			
4	民宿ちやたん 3	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 103			
5	民宿ちやたん 4	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 201			
6	民宿ちやたん 5	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 202			
7	民宿ちやたん 6	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 203			
8	民宿ちやたん 7	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 301			
合計				
支援給付金の額（千円未満切り捨て）				

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等について泊施設につき宿泊定員を4人と記載する。民泊については、1泊
- 2 旅館業法第3条第1項の許可がない者は、支援給付金の額を3(円)」の合計額が3万円に満たない者に、最後の別紙に記入する。第1項の届出をした者で、当該円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした施設をいう。
- 4 支援給付金の額は、1,000円未満を切り捨てた額を記入する。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地
商号又は名称 北谷町株式会社
代表者氏名 北谷 太郎 印

押印

ページ番号を記入する。

別紙

対象施設内訳（2枚目）

	宿泊施設の名称	宿泊定員 (人)	宿泊定員×1,600 (円)	営業許可の 種別
	所在地			
1	民宿ちやたん 8	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 302			
2	民宿ちやたん 9	4	6,400	旅館等・民泊
	北谷町字美浜 16 番地 2 美浜観光ビル 303			
3				旅館等・民泊
	北谷町			
4				旅館等・民泊
	北谷町			
5				旅館等・民泊
	北谷町			
6				旅館等・民泊
	北谷町			
7				旅館等・民泊
	北谷町			
8				旅館等・民泊
	北谷町			
合計		56	89,600	
支援給付金の額（千円未満切り捨て）			89,000	

合計には前ページまでのものを含めて記入する。

注意事項

- 1 宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、1 宿泊施設につき宿泊定員を 4 人とする。
- 2 旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600 (円)」の合計額が 3 万円に満たない者は、支援給付金の額を 3 万円とし、住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をした者で、当該合計額が 2 万円に満たない者については、支援給付金の額を 2 万円とする。
- 3 旅館等とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をした施設をいう。
- 4 支援給付金の額は、1,000 円未満を切り捨てた額を記入する。

記載した内容については、事実と相違ありません。

(申請者) 住所 北谷町字桑江 226 番地
商号又は名称 北谷町株式会社
代表者氏名 北谷 太郎 印

押印